

令和2年度 新型コロナウイルス感染症対策時の 目黒区児童館「ランドセル来館」のご案内

目黒区子育て支援課

令和2年度のランドセル来館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、保護者が就労等のため家庭で保育できない場合に受け入れ要件を限定し実施することとします。

下記要件に該当する方で利用を希望する方は、面談・登録が必要になります。

1 利用要件 区内在住または区内小学校在学の小学1年生～6年生

(1) A登録：特別保育の就労の方

保護者全員が就労により一時的に自宅を不在にしている家庭の児童
(特別保育の要件のある方：保護者全員が医療関係者・官公署・物流関係者・交通機関関係者・販売(食料・衣料品)など社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している方。)

(2) B登録：その他の就労の方

保護者全員が就労(全般)により一時的に自宅を不在にしている家庭の児童

(3) C登録：A・Bの就労以外で、特段の事情のある方

保護者全員が介護や通院付き添いなどで一時的に自宅を不在にする方で、特段の事情のある方
(習い事や次の予定の一時的な居場所とすることはできません)

2 利用できる日時

(1) 学校が開校日としている月曜日から金曜日の放課後から午後6時まで。

(2) 小学校が開校日とした土曜日、第1・3・5日曜日の放課後から午後5時(目黒区立中央町児童館及び目黒区立平町児童館、こどもの森児童館にあっては、午後6時)まで。

(3) 児童館の休館日は、利用できません。

休館日【国民の祝日・休日(こどもの日を除く)、第2・4日曜日(国民の祝日と重なる場合は翌日、月曜日の振替休日)、年末年始(12/29～1/3)】

(4) 新型コロナウイルス感染症により学校が休校になった場合は、事前にご相談ください。その場合は「A登録：特別保育対象の方のみ利用可」等、利用を一部制限する場合があります。(目黒区のホームページに掲載しますので確認してください)

3 登録に必要な手続き

- (1) ランドセル来館登録カードの提出
- (2) 経路図の提出・・・災害共済給付制度の適用を受けるため及び緊急時の対応のため、写しを当該小学校に提出します。
原則、この提出した経路で来館、帰宅をしてください。（学校→児童館→自宅）
※学校が休校で利用した場合は、給付制度の対象にはなりません。
- (3) 保護者とお子さん、職員の三者面談（提出時に行います）
※登録後、小学校の担任に保護者から「ランドセル来館に登録したこと」を連絡してください。
※登録内容を明記した名簿及び経路図のコピーを、児童館から当該小学校に提出します。

4 利用方法

- (1) 最初の利用日前までに、毎月の「ランドセル来館利用予定表」を記入し提出してください。毎月の利用がない場合や突発の利用は、事前に児童館へ電話連絡をしてください。
- (2) 利用日には必ず、保護者からお子さんに、学校から直接児童館に行くように伝えてください。その際、**利用カード**を必ず持たせてください。
- (3) **利用カード**に必要事項を、保護者が記入してください。
 - ・朝検温し「ランドセル来館利用カード」に記入をお願いします。（体調の悪い方は利用できません）
 - ・マスクを着用してください。
 - ・来館日、退館時間を記入してください。
 - ・お迎えの有無及び、どの方（父・母・祖父・祖母など）が来られるかを（ ）にご記入ください。
 - ・内容の変更や連絡事項がある場合は、利用カードの連絡欄をご利用ください。
 - ・学校の「ランドセルひろば」「放課後子ども教室」を利用してから児童館に来館する場合は、併用の欄に○（まる）をご記入ください。
※今後の再開状況によっては併用できない場合があります。
- (4) 利用日の帰宅時間の変更やお迎えの有無の変更、利用を中止する場合は必ず保護者から事前に連絡してください。
- (5) 寄り道をしないこと、児童館の決まりを守ることを、決められた経路を使用して来館することをお子さんにお話してください。
- (6) 来館したら職員に声をかけ、利用カードを提出してください。記載内容の確認と来館確認のサインを職員が行います。

- (7) 児童館で指定する目印（名札やリストバンド等）を着けて、児童館内で一般来館児童と同様に遊んでください。外出はできません。
- (8) 帰宅時間になったら職員に声をかけ、目印を返却し、利用カードを必ず持ち帰ってください。
- (9) 利用日にあたっては、その都度小学校の担任に連絡帳などで連絡をしてください。
- (10) 施設で感染者が発生した場合は、児童館利用を中止します。また、施設において児童・職員等の家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、児童・職員に対して健康観察期間が経過するまで、自宅待機を依頼します。

5 けが、病気などの対応

- (1) 児童館内で体調不良（発熱など）や大きな怪我が発生した場合は、保護者に連絡をします。お迎えをお願いします。
保護者に連絡が取れない場合でも、緊急の事態であれば職員が引率して医療機関を受診することがあります。
- (2) お子さんがインフルエンザ等法定伝染病に感染している場合は、利用はできません。なお、法定伝染病のため学級閉鎖や学年閉鎖があった場合も同様です。
- (3) ランドセル来館利用途上怪我等の事故があった場合、災害共済給付制度の適用を受けることができます。利用する場合は速やかに小学校及び児童館に連絡してください。
- (4) 児童館は、傷害保険等には加入していません。
- (5) ランドセル来館利用途上事故があった場合、保護者自身が災害共済給付制度を優先して利用する旨、医療機関に伝えて対応してください。

6 災害等の発生時の対応

- (1) 台風や震度5弱以上の地震等災害時には、安全が確認できるまで館内で待機（保護）しますので、保護者のお迎えをお願いいたします。
- (2) 指定避難所に引率、避難した場合は、保護者に引き渡すまで職員が保護します。（地域避難所：〇〇小学校、広域避難場所：〇〇〇〇）
- (3) 震災など災害のあった場合は、避難状況等を、災害伝言ダイヤル171で周知します。利用方法について、確認をしておいてください。
- (4) 災害時の情報は、見守りメールにて発信しますので登録をお願いします。
- (5) 以下のような場合には必要に応じて保護者に連絡を行い、お迎えをお願いする場合があります。
 - ①館内で火災等が発生した場合。
 - ②近隣で事件、事故が発生した場合。

7 利用にあたっての注意

- (1) 児童館内の 3 つの密を避けるため、真に必要な日に利用するようにご協力ください。
- (2) 来館後、お子さんの居場所の常時把握はできません。
- (3) 利用時間内に館外に出たことがわかっていても原則探すことはできません。
- (4) 利用予定日に来館しなかった場合でも、原則として児童館から保護者に「来館がない」ことを連絡はしません。
- (5) 他の児童館でも登録を希望する方は、それぞれの児童館で登録の手続きを行ってください。
- (6) ランドセル来館で児童館に来館後、放課後子ども教室、民間の保育機関や塾、お稽古に出かける際は、退館時点でランドセル来館終了となり、災害共済給付制度（目黒区立小学校のみ）の適用が受けられません。保護者の責任で行ってください。
- (7) 学童保育クラブを利用している児童は、ランドセル来館の登録を行うことができません。
- (8) 「ランドセルひろば」「放課後子ども教室」を放課後直接利用した後、ランドセル来館を利用することができます（併用）。お子さんの所在が確認できるよう保護者とお子さんで利用上の注意を十分確認し合ってください。※今後の再開状況によっては併用できない場合があります。
- (9) 介助が必要なお子さんは、介助者の同行をお願いすることがあります。
- (10) 疾病の関係からの通院の場合は、保護者の責任で外出することができます。その場合、あらかじめ保護者の方から児童館職員に連絡の上、通院してください。この場合は、災害共済給付制度の適用は受けられません。
- (11) 保護者の連絡先、住所、帰宅時の経路等に変更があった場合は、直ちに児童館へご連絡ください。
- (12) ランドセル来館の約束を守れない場合は、その旨保護者に通知し、登録を取り消すことがあります。
- (13) 登録は単年度申請です。**登録期間は、4/1～3/31 までです。**
進級してからも登録を希望される方は、改めて登録の手続きをしてください。
前年度登録していた方は、保護者のみの面談となります。必要に応じて三者面談となる場合があります。
- (14) 見守りメールについては、災害情報だけでなく、新型コロナウイルス対策についても発信していくため、登録にご協力ください。